

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例 概念図

目的（第1条）

里山の有する環境の保全、災害の防止等の多面的機能の持続的な発揮

手段

里山の保全、整備及び活用を促進するため必要な支援等

里山基本計画（第9条）

- ・里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本方針
- ・里山の保全、整備及び活用に関し、総合的かつ計画的施策
- ・その他、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

県の施策（第10～15条）

- ①県民の意見の反映（インターネットの利用等）
- ②公共事業の計画又は実施に当たっての配慮
(里山の保全との調整への配慮)
- ③県民の关心及び理解を深めるための措置
(広報活動の充実、学習の機会の提供)
- ④県民が参加する機会の提供
(里山を利用した行事の実施等)
- ⑤調査及び研究
(保全、整備及び活用の方法に関する調査及び研究)
- ⑥財政上の措置

「里山」（定義）（第2条）

人による維持管理がなされていた一団の樹林地、草地、湿地、水辺地又はその他類する土地が 一体となっている土地

基本理念（第3条）

- ・里山の有する多面にわたる機能の積極的な評価
- ・将来の県民への里山の有する伝統的文化的な継承
- ・積極的かつ主体的な活動
- ・役割の適正な分担及び協働

里山の日
(第8条)
5月18日

県民の关心・理解を深める

連携

市町村

連携

責務及び役割（第4～7条）

県の責務：総合的な施策の策定及び実施

県民の役割：保全、整備等に係る活動への協力努力

里山活動団体の役割：継続した活動努力

土地所有者等の役割：里山の保全、整備及び活用を図るための努力

協働

里山活動協定の締結及び認定（制度の創設）（第16条）

里山活動団体と里山所有者等との協定の締結及び知事の認定

里山活動協定の認定の申請手続等（第17～20条）

- ・知事への協定の認定の申請、知事の認定及び公告
- ・協定の変更と知事の認定及び広告
- ・協定の廃止届及び公告
- ・認定の取消し及び公告

里山活動団体
の情報提供
(第21条)

認定里山活動協定
に係る活動支援
(第22条)

報告の徴収（第23条）

施行日：平成15年5月18日

保全・整備・活用

究極の目的

県民の健康で文化的な
生活の確保及び活力ある
社会の実現